

公益社団法人 富山県危険物安全協会連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を富山県富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、消防法に基づく危険物に起因する災害の防止を図るため、危険物の安全管理体制の確立と危険物取扱者の資質の向上を促進し、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物に係る安全管理思想の普及啓発に関すること。
- (2) 危険物関係法令等の周知徹底に関すること。
- (3) 危険物に係る災害の防止に関する調査研究に関すること。
- (4) 危険物に関する講演会及び研修会の開催に関すること。
- (5) 知事が行う危険物取扱者保安講習の受託事業に関すること。
- (6) 危険物取扱者試験準備講習に係る連絡調整等に関すること。
- (7) 危険物関係図書等の購入あっせん及び機関紙の発行に関すること。
- (8) 危険物安全功労者等の表彰に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業は、富山県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 危険物施設を有する事業所等を構成員として、地域ごとに組織された団体（以下「地区協会」という。）で本会の目的に賛同して入会したものの。
- (2) 賛助会員 前号に掲げるもの以外のもので、本会の目的に賛同し、協力するために入会した個人及び団体

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その理由を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は地区協会が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会において正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

(3) 本会の名誉をき損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問、参与及び事務局

(役員の種類及び選任)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 2人

(3) 常務理事 1人

(4) 理 事 6人以上8人以内（会長、副会長及び常務理事を含む。）

(5) 監 事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、過半数の監事の同意を得なければならない。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から互選する。

4 前項の会長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき常務を処理する。

4 会長及び常務理事は、毎年事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第13条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とし、新たに選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の決議によって、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

この場合において、同条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは、「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第15条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第16条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 参与は、本会の業務の執行に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

- 5 前項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(事務局)

- 第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第5章 会 議

(種 別)

- 第18条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会とし、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第20条 総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 総会で決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

- 第21条 通常総会は、毎事業年度終了前3ヶ月以内及び毎事業年度終了後3ヶ月以内にそれぞれ開催し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する通常総会を「一般社団・財団法人法」上の定時社員総会とする。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から総会の目的を記載した書面により開催請求があったとき。
- 3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から「一般社団・財団法人法」第101条第2項に基づいて請求があったとき。

(招 集)

第 22 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求のあった日から起算して 30 日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事が招集できる。
- 4 会議を招集する場合には、その会議を構成する構成員又は理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 23 条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第 25 条 総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第 26 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として定め、当該表決を委任することができる。この場合において、第 24 条第 1 項の規定の適用については、書面表決者又は表決の委任者は出席したものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第 27 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 28 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を報告することを要しない。

- 2 前項の規定は第 12 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款を変更する場合は、総会において正会員の3分の2以上の決議を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第36条 本会は、総会において正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産に相当する財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は富山県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は富山県に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 室谷美晴、植松 久、富川哲志、齊勝 誠、岡田繁正、東 勇毅、金山 勲
監事 高倉清孝、米原 蕃

4 この法人の最初の代表理事は室谷美晴、業務執行理事は金山 勲とする。

附 則（平成 29 年 5 月 25 日）

1 この定款は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。